

磐田市国民保護計画

【資料編】

平成31年3月

磐 田 市

目 次

資料 101-1	磐田市国民保護協議会条例（平成 18 年条例第 3 号）	1
資料 101-2	磐田市国民保護協議会編成表	2
資料 101-3	磐田市国民保護協議会運営要領	3
資料 101-4	磐田市国民保護協議会傍聴要領	4
資料 201-1	各部局における平素の業務	5
資料 301-1	初動連絡体制	6
資料 302-1	磐田市国民保護対策本部及び 磐田市緊急対処事態対策本部条例（平成 18 年条例第 2 号）	7
資料 302-2	磐田市国民保護対策本部編成図	9
資料 302-3	磐田市国民保護対策本部における所掌事務	10
資料 311-1	磐田市特殊標章及び 身分証明書に関する交付要綱（平成 19 年告示第 26 号）	15
資料 311-2	磐田市消防本部特殊標章及び 身分証明書に関する交付要綱（平成 19 年消防本部告示第 1 号）	25

資料 101-1 磐田市国民保護協議会条例

○磐田市国民保護協議会条例（平成 18 年 3 月 29 日条例第 3 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 40 条第 8 項の規定に基づき、磐田市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じて市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
- (2) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（委員）

第 3 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

（会長の職務代理）

第 4 条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第 6 条 協議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したとき、その職を解かれるものとする。

（部会）

第 7 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をこれに充てる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

資料101-2 磐田市国民保護協議会 編成表

No.	委員区分 (国民保護法第40条)	役職名	機 関 名	委員等職名
1	第2項	会 長	磐 田 市	市 長
2	指定地方行政機関 (第4項第1号)	委 員	国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所	所 長
3		委 員	海上保安庁清水海上保安部	部 長
4	自衛隊 (第4項第2号)	委 員	陸上自衛隊第34普通科連隊 (防衛大臣の同意を得た者)	第2中隊長
5	県職員 (第4項第3号)	委 員	静岡県西部地域局	局 長
6		委 員	静岡県袋井土木事務所	所 長
7		委 員	静岡県西部健康福祉センター	所 長
8		委 員	静岡県警察磐田警察署	署 長
9	副市長 (第4項第4号)	委 員	磐 田 市	副市長
10	教育長・消防長 (第4項第5号)	委 員	磐田市教育委員会	教育長
11		委 員	磐田市消防本部	消防長
12	市職員 (第4項第6号)	委 員	磐田市立総合病院	病院長
13		委 員	磐 田 市	総務部長
14		委 員	磐 田 市	危機管理監
15	指定公共機関 指定地方公共機関 (第4項第7号)	委 員	西日本電信電話株式会社静岡支店	支店長
16		委 員	中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー磐田営業所	所 長
17		委 員	一般社団法人静岡県トラック協会中遠分室	分室長
18		委 員	天竜浜名湖鉄道株式会社	代表取締役社長
19		委 員	遠州鉄道株式会社磐田営業所	所 長
20		委 員	中部ガス株式会社浜松支社磐田営業所	所 長
21	有識者等 (第4項第8号)	委 員	一般社団法人磐田市医師会	副会長
22		委 員	磐田市消防団	団 長
23		委 員	磐田市危険物安全協会	会 長
24		委 員	磐田市自治会連合会	会 長

資料 101-3 磐田市国民保護協議会運営要領

○磐田市国民保護協議会運営要領（平成 18 年 7 月 24 日施行）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、磐田市国民保護協議会条例（平成 18 年磐田市条例第 3 号）第 8 条に基づき、磐田市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の招集は、開催の場所及び日時並びに付議すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

（委員の代理出席）

第 3 条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 4 項第 8 号の規定に基づき任命された委員は除くものとする。

2 委員又は代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届出なければならない。

（幹事）

第 4 条 会長は、必要と認めるときに協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（会議録）

第 5 条 会議については、会議録を作成し、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上がこれに署名しなければならない。

（庶務）

第 6 条 会議の庶務は、総務部において処理する。

附 則

この要領は、平成 18 年 7 月 24 日から施行する。

資料 101-4 磐田市国民保護協議会傍聴要領

○磐田市国民保護協議会傍聴要領（平成 18 年 7 月 24 日制定）

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 磐田市国民保護協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する場合は、会議の予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って入場してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場内での飲食、喫煙をしないこと。
- (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が 2 の規定に違反したときは、退場していただくことがあります。
- (3) 傍聴者が、規定違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。

資料201-1 各部局における平素の業務

(平成31年4月1日)

部 局 名	平 素 の 業 務
総務部	1 国民保護に関する総合調整に関すること。 2 磐田市国民保護協議会等の運営に関すること。 3 磐田市国民保護計画に関すること。 4 警報の伝達、避難の伝達、緊急通報に係る整備に関すること。 5 国民保護対策本部に関すること。 6 県、自衛隊等との連絡体制の整備に関すること。 7 国民保護措置についての研修及び訓練に関すること。 8 国民保護措置に関する啓発に関すること。 9 通信手段の整備に関すること。 10 安否情報の収集体制の整備に関すること。 11 特殊標章等の交付、管理に関すること。 12 避難実施要領に関すること。 13 支所との連絡調整に関すること。 14 その他各部局に属さない国民保護措置等に関すること。
企画部	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 国民保護対策予算その他財政に関すること。
自治市民部	1 自治会及び自主防災会との連絡調整に関すること。 2 避難施設の運営体制の整備に関すること。
健康福祉部	1 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 2 ボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること。 3 高齢者等の安全確認及び支援体制の整備に関すること。 4 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。
こども部	1 保育園、幼稚園への警報の伝達体制の整備に関すること。 2 園児の安全指導に関すること。
産業部	1 農業関係団体・機関との連絡調整に関すること。 2 家畜の対策に関すること。 3 運送業者に対する要請（車両の確保、避難住民・緊急物資の運送等）体制の整備及び連絡調整に関すること。 4 救援物資の調達体制の整備に関すること。 5 生活関連物資の受給等の調整及び価格安定に関する措置体制の整備に関すること。 6 商工労働関係団体・機関との連絡調整に関すること。 7 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整に関すること。
建設部	1 道路及び橋梁の状況把握に関すること。 2 建設関係団体・機関との連絡調整に関すること。 3 被災者住宅の再建支援に関すること。 4 住宅融資など相談窓口の開設に関すること。 5 避難所及び救護所等の設営工事に関すること。
環境水道部	1 廃棄物処理に係る調整に関すること。 2 危険動物及びペット動物の対策に関すること。 3 取水、導水、浄水、配水施設等の把握及び対策に関すること。 4 飲料水の確保及び給水に関すること。
教育部	1 避難所の施設管理者との連絡調整に関すること。 2 公立学校等への警報の伝達体制の整備に関すること。 3 文教施設等の保全に関すること。 4 児童・生徒の安全指導に関すること。 5 文化財の保護に関すること。
消防本部	1 武力攻撃災害への対処に関すること。 2 特殊標章等の交付、管理に関すること。 3 住民の避難誘導に関すること。
病院事務部	1 被災者の応急医療に関すること。 2 医薬品及び医療資材の確保に関すること。

資料301-1 初動連絡体制

(平成31年4月1日)

区分	配備基準	配備体制
情報収集体制Ⅰ	1 テロ等の予告があった場合 2 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生	(設置目的) 情報収集を行い、状況により他の職員を動員できる態勢の確保 (想定業務) 県からの情報収集及び市長等への報告 (配備要員) 事態の状況に応じて、その都度危機管理監が決定する。 ○必ず配備する要員 危機管理課の指名職員、消防署指揮本部室当直職員 ○必要に応じて配備する要員 次の所属の指名職員 総務部、監査委員事務局、各支所、広報広聴・シティプロモーション課、産業部、建設部、消防本部
情報収集体制Ⅱ	1 県外におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事案の発生の場合 2 警報の発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が本県及び隣接県以外の場合 3 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生により、本県に影響が見込まれる場合	(設置目的) 情報収集と情報共有を行い、市への影響を最小とするための措置を実施する体制の確保 (想定業務) 国、県等からの情報収集、関係各班における情報共有、対策の検討及び市長等への報告 (配備要員) 事態の状況に応じて、その都度危機管理監が決定する。 ○必ず配備する要員 次の所属の指名職員 総務部、監査委員事務局、各支所、地域づくり応援課、広報広聴・シティプロモーション課、消防本部 ○必要に応じて配備する要員 産業部、建設部の指名職員 各部局の班編成に基づく職員
事前配備体制	1 県内におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事案の発生の場合 2 県の緊急通報の発令の場合 3 警報の発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が隣接県の場合	(設置目的) 国、県からの本部設置の指定の通知を受けたときには、直ちに本部を設置できる体制の確保 (想定業務) 国、県等からの情報収集、関係各班における情報共有、緊急通報の発令や退避の指示などの国民保護措置の検討及び実施 (配備要員) 事態の状況に応じて、その都度危機管理監が決定する。 ○必ず配備する要員 次の所属の指名職員 総務部、監査委員事務局、議会事務局、各支所、地域づくり応援課、広報広聴・シティプロモーション課、市長公室、消防本部 ○必要に応じて配備する要員 企画部、自治市民部、健康福祉部、こども部、産業部、建設部、環境水道部、教育部

1 市は、初動連絡体制をとったときは、直ちに事案の発生について、県に連絡する。

2 市長は、初動連絡体制をとった後に政府において事態認定が行われ、対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに「国民保護対策本部」を設置し、初動連絡体制を廃止する。

資料 302-1 磐田市国民保護対策本部及び磐田市緊急対処事態対策本部条例

○磐田市国民保護対策本部及び磐田市緊急対処事態対策本部条例

(平成 18 年 3 月 29 日条例第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、磐田市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び磐田市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、本部員（法第 28 条第 4 項の本部員をいう。以下同じ。）を指揮監督する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に必要な職員（以下「本部職員」という。）を置き、市の職員のうちから市長が指名する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

5 部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、部に属する本部員及び本部職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(支部)

第 5 条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に支部を置くことができる。

2 支部に属する職員（以下「支部職員」という。）は、本部長が指名する。

3 支部に支部長を置き、本部長が指名する支部職員をこれに充てる。

4 支部長は、支部の事務を掌理する。

5 支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは、支部職員の

うちから支部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(現地対策本部)

第6条 法第28条第8項の規定により現地対策本部を置いたときは、これに現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をこれに充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対策本部について準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、対策本部及び緊急対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

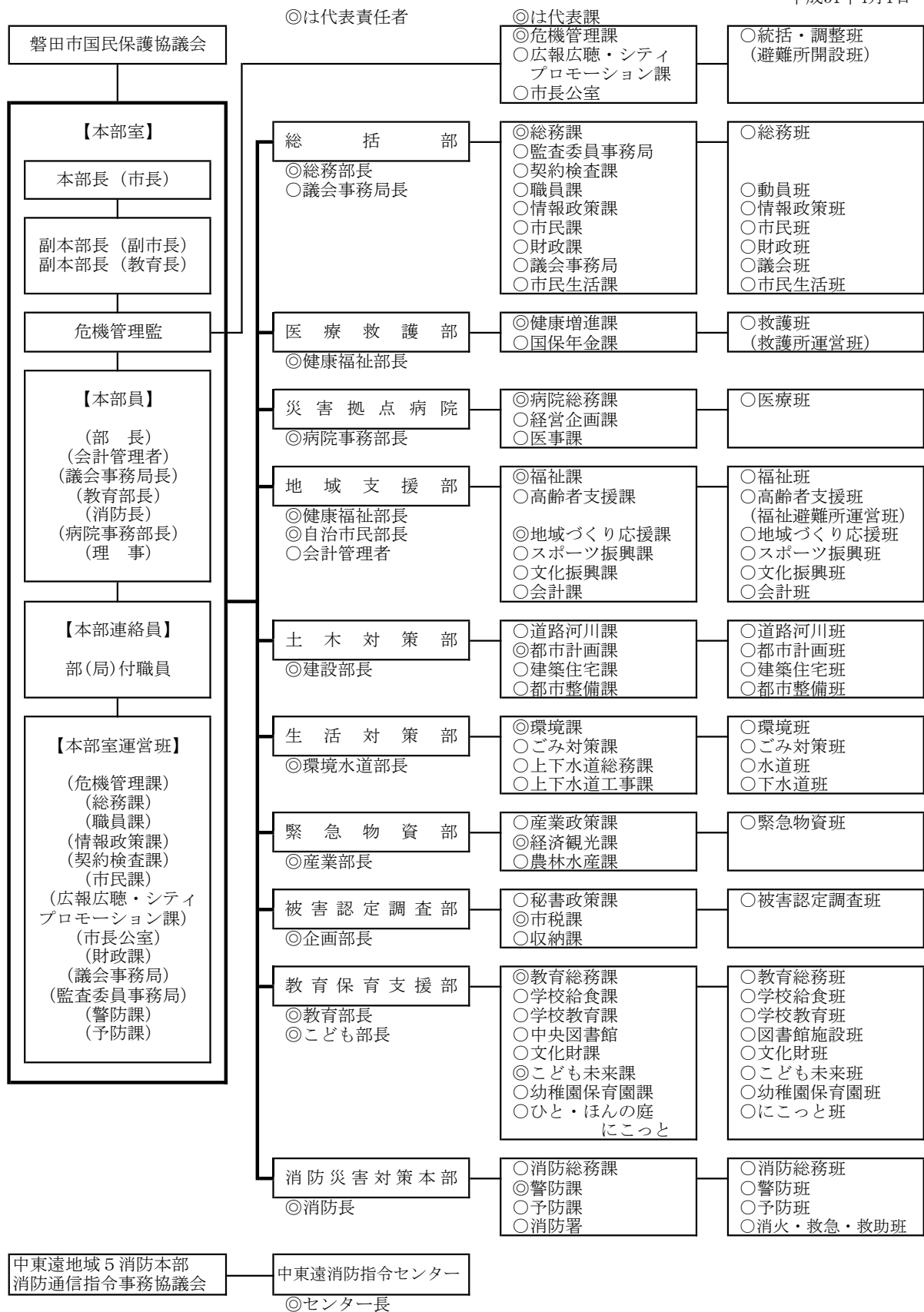
附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

資料302-2 磐田市国民保護対策本部編成図

(危機管理課)

平成31年4月1日



※武力攻撃災害の状況その他により、特別な体制が必要であると本部長が認めたときは、特定の班に対してのみの配備体制をとらせ、又は特定の班に対して配備体制と異なる体制をとらせることができる。

資料302-3 磐田市国民保護対策本部における所掌事務

(平成31年4月1日)

1 各班共通事務

区 分	事 務 分 掌
(1) 組織運営に係る事務	1 所属職員の安否確認に関すること。 2 所属職員の動員に関すること。 3 班の設置及び運営に関すること。 4 所管業務に係る情報伝達及び発信、並びに関係機関との連絡調整に関すること。
(2) 事業執行に係る事務	1 所管施設の被害状況及び国民保護措置の把握に関すること。 2 施設利用者等の安全確保措置に関すること。 3 武力攻撃災害の復旧に係る事業計画の策定に関すること。 4 武力攻撃災害の復旧に係る事業の実施に関すること。 5 所管国民保護措置に係る記録の作成及び整理に関すること。 6 所管国民保護措置に係る関係団体の応援要請に関すること。 7 その他特命事項に関すること。

2 武力攻撃原子力災害関連事務

部	代表責任者	班名	班長	事 務 分 掌
本部室	危機管理監	統括・調整班	危機管理課長 広報広聴・シティプロモーション課長 市長公室長	1 オフサイトセンターへの派遣及び連絡調整に関すること。 2 現地事故対策連絡会議への職員派遣に関すること。 3 原子力災害合同対策協議会への職員派遣に関すること。 4 国に対する専門的知識を有する職員派遣要請に関すること。 5 原子力発電所との連絡調整に関すること。 6 原子力災害広域避難計画に関すること。
総括部	総務部長 議事事務局長	市民生活班	市民生活課長	1 安定ヨウ素剤の運搬協力に関すること。
医療救護部	健康福祉部長	救護班	健康増進課長 国保年金課長	1 安定ヨウ素剤の配付に関すること。
災害拠点病院	病院事務部長	医療班	病院総務課長 経営企画課長 医事課長	1 初期被ばく医療に関すること。 2 原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関すること。
生活対策部	環境水道部長	環境班	環境課長	1 緊急時モニタリングの支援に関すること。 2 環境放射線測定に関すること。
		水道班	上下水道総務課長	1 上水道に係る水質検査に関すること。 2 飲料水の摂取制限に関すること。
緊急物資部	産業部長	緊急物資班	産業政策課長 経済観光課長 農林水産課長	1 環境試料測定の協力に関すること。 2 農畜産物、水産物の出荷制限等に関すること。 3 流言、デマ等風評被害の未然防止及び風評被害拡大防止に関すること。
教育保育支援部	教育部長 子ども部長	学校給食班	学校給食課長	1 学校給食の放射線測定に関すること。
消防本部	消防長	消火・救急・救助班	消防署長	1 緊急時モニタリングの支援に関すること。

3 各班個別事務

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
本部室	危機管理監	統括・調整班	危機管理課長 広報広聴・シティプロモーション課長 市長公室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集に関する事。 2 国民保護対策本部の設置及び運営に関する事。 3 国民保護現地对策本部の設置及び連絡調整に関する事。 4 本部長の命令、指示等の伝達に関する事。 5 県国民保護対策本部等との連絡調整に関する事。 6 国民保護関係機関との連絡調整に関する事。 7 武力攻撃災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事。 8 自衛隊（国民保護等派遣）等に対する派遣要請に関する事。 9 自衛隊等応援部隊の受入れに関する事。 10 防災ヘリポートの設置に関する事。 11 武力攻撃災害情報の広報に関する事。 12 報道機関に対する発表と要請に関する事。 13 国民保護措置を行う職員等に対する特殊標章等の交付、使用許可等に関する事。 14 避難勧告等の発令に関する事。 15 避難実施要領の策定に関する事。 16 避難所の開設及び避難者の受入れに関する事。（避難所開設班） 17 市の実施する国民保護措置に係る総合調整に関する事。 18 関係機関、市民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関する事。 19 他班に属さないこと。
総括部	総務部長	総務班	総務課長 監査委員事務局長 契約検査課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況、国民保護措置の実施状況の収集、伝達に関する事。 2 自衛隊等応援部隊の活動支援に関する事。 3 国民保護対策本部の運営に係る支援に関する事。
		動員班	職員課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員及び各部の配置調整に関する事。 2 職員の服務に関する事。 3 武力攻撃災害派遣職員の受入れ、配置等に関する事。 4 職員の給食、衛生管理及び宿泊等に関する事。 5 国民保護対策本部の運営に係る支援に関する事。
		情報政策班	情報政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 コンピュータ施設の保全措置に関する事。 2 重要書類・データの保護に関する事。 3 国民保護対策本部の運営に係る支援に関する事。
		市民班	市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋・火葬の許可に関する事。許可に関する事。 2 遺体処理の支援に関する事。 3 国民保護対策本部の運営に係る支援に関する事。
		議会班	議会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員との連絡調整、全員協議会の開催に関する事。 2 国民保護対策本部の運営に係る支援に関する事。
		財政班	財政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎等財産の保全管理に関する事。 2 通信施設の確保に関する事。 3 車両、物品、資機材等の確保、輸送に関する事。 4 国民保護対策本部の運営に係る支援に関する事。
		市民生活班	市民生活課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市対策本部等との連絡調整に関する事。 2 武力攻撃災害情報、避難勧告等の広報に関する事。 3 支所庁舎等の保全管理に関する事。 4 通信施設等の保全及び車両の運用に関する事。 5 支所管内の武力攻撃災害り災者の救済及び生活相談に関する事。 6 消防署分遣所、消防団方面隊等の関係機関との連絡調整に関する事。 7 避難所の開設・運営状況の把握に関する事。
医療救護部	健康福祉部長	救護班	健康増進課長 国保年金課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護本部の運営に関する事。 2 医療救護班の編成、救護所の開設及び運営に関する事。（救護所運営班） 3 医療資器材等の調達、あつ旋に関する事。 4 傷病者等の救護・搬送に関する事。 5 医療関係団体との連絡調整に関する事。 6 武力攻撃り災者、避難住民の保健衛生指導に関する事。

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
災害拠点病院	病院事務部長	医療班	病院総務課長 経営企画課長 医事課長	1 入院患者等への安全確保措置に関する事 2 応急医療救護活動に関する事 3 医薬品等の調達、出納及び保管に関する事 4 災害拠点病院用ヘリポートの設置に関する事
地域支援部	健康福祉部長 自治市民部長 会計管理者	福祉班	福祉課長	1 国民保護法に基づく救援に関する県との調整及び救援に要した費用の精算に関する事 2 日本赤十字社との連絡並びに協力要請に関する事 3 災害ボランティア支援本部への支援、情報及び資機材の提供に関する事 4 遺体の処理に関する事 5 武力攻撃に被災者、高齢者等の救済及び生活相談に関する事 6 応急仮設住宅の入居者選考等の協力に関する事
		高齢者支援班	高齢者支援課長	1 社会福祉施設等の被害状況の取りまとめに関する事 2 福祉避難所の運営に関する事。(福祉避難所運営班)
		地域づくり応援班	地域づくり応援課長	1 自治会及び自主防災会との連絡調整に関する事 2 避難所の安全管理及び運営支援に関する事
		スポーツ振興班	スポーツ振興課長	1 避難所の開設、運営の支援に関する事。(所管施設) 2 防災ヘリポートの設置に関する事。(所管施設)
		文化振興班	文化振興課長	1 部内各班への応援協力に関する事
		会計班	会計課長	1 武力攻撃災害における出納に関する事 2 金融機関との連絡調整に関する事 3 義援金の保管及び配分に関する事
土木対策部	建設部長	道路河川班	道路河川課長	1 道路、河川等の武力攻撃被害状況の取りまとめに関する事 2 建設途上の道路等の保安措置に関する事 3 緊急輸送路の確保に関する事(応急修理、道路啓開) 4 警戒区域の設定及び立ち入り制限に関する事 5 交通規制に関する事 6 応急復旧用土木資機材の確保に関する事 7 急傾斜地等の応急対策に関する事 8 仮設道路等応急交通対策に関する事
		都市計画班	都市計画課長	1 復興都市計画の策定に関する事
		建築住宅班	建築住宅課長	1 応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理に関する事 2 応急仮設住宅の入居に関する事 3 被災者の公営住宅等への一時入居に関する事 4 被災建築物の復旧の市民相談に関する事 5 営繕工事中の建築物の保安措置に関する事
		都市整備班	都市整備課長	1 施工中の都市整備事業の被害調査に関する事 2 施工中の土地区画整理事業の被害調査に関する事 3 公園施設の保安措置に関する事
生活対策部	環境水道部長	環境班	環境課長	1 環境保全の調査、環境汚染防止措置に関する事 2 防疫薬剤等の調達、配布、指導に関する事 3 防疫活動及び衛生活動に関する事 4 埋・火葬に関する事 5 死亡犬猫の処理に関する事
		ごみ対策班	ごみ対策課長	1 災害廃棄物等の仮置場の設置に関する事 2 ごみ、し尿の収集及び処理に関する事
		水道班	上下水道総務課長	1 飲料水の応急給水に関する事 2 上水道に係る水質検査に関する事 3 水道応急復旧資機材の調達に関する事 4 水道施設の応急修理に関する事
		下水道班	上下水道工事課長	1 下水道応急復旧資機材の調達に関する事 2 下水道施設の応急修理に関する事

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
緊急物資部	産業部長	緊急物資班	産業政策課長 経済観光課長 農林水産課長	1 商工業関係の武力攻撃被害の調査に関する事。
				2 商工業者に対する被災証明の発行に関する事。
				3 商工業者に対する災害融資に関する事。
				4 商工会議所、商工団体等との連絡調整に関する事。
				5 観光施設の被害状況の把握に関する事。
				6 食料及び生活必需品等緊急物資の確保・配分に関する事。
				7 備蓄物資の管理に関する事。
				8 観光客の動向に関する事。
				9 農林水産業関係の武力攻撃被害の調査に関する事。
				10 農林水産業者に対する被災証明の発行に関する事。
				11 農林水産業者に対する災害融資に関する事。
				12 家畜伝染病等の予防対策に関する事。
				13 農林水産業関係団体との連絡調整に関する事。
				14 応急炊出しの実施の協力に関する事。
				15 義援物品の受入れ配分に関する事。
被害認定調査部	企画部長	調査班	市税課長 収納課長 秘書政策課長	1 家屋等の被害認定調査の実施に関する事。
				2 武力攻撃り災者名簿の作成に関する事。
				3 り災証明の交付に関する事。
				4 被災者支援に係る関係部局との連絡調整に関する事。
教育保育支援部	教育部長 子ども部長	教育総務班	教育総務課長	1 放課後児童クラブ在所児童の避難指導に関する事。
				2 学校施設の被害状況及び対策状況の取りまとめに関する事。
				3 学校施設の応急使用に関する事。
				4 武力攻撃り災児童・生徒に係る教材、学用品の給与に関する事。
				5 応急教育に係る施設の確保に関する事。
				6 教育施設の避難所管理運営に関する事。
		学校給食班	学校給食課長	1 武力攻撃り災者に対する応急炊き出しに関する事。
		学校教育班	学校教育課長	1 児童・生徒の避難指導に関する事。 2 武力攻撃り災児童・生徒の応急教育指導に関する事。 3 避難所の開設、運営の支援に関する事。(所管施設)
図書館施設班	中央図書館長	1 部内各班への応援協力に関する事。		
文化財班	文化財課長	1 部内各班への応援協力に関する事。		
子ども未来班	子ども未来課長	1 武力攻撃災害り災母子・寡婦世帯の救済及び生活相談に関する事。 2 2次的避難所の開設に関する事。		
幼稚園保育園班	幼稚園保育園課長	1 保育児童の避難指導に関する事。 2 幼稚園・保育園施設の被害状況及び対策状況の取りまとめに関する事。 3 幼稚園・保育園施設の応急使用に関する事。 4 2次的避難所の開設に関する事。		
にこっと班	ひと・ほんの庭 にこっと館長	1 部内各班への応援協力に関する事。		

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
消防本部	消防長	警防班	警防課長	1 国民保護措置を行う職員等に対する特殊標章等の交付、使用許可等に関すること。 2 警防活動の指示・命令の伝達に関すること。 3 緊急消防援助隊への派遣要請及び受入れ・活動調整に関すること。 4 消防水利の運用に関すること。 5 救急・救助に関すること。 6 消防団に関すること。
		消防総務班	消防総務課長	1 応急資機材等の調達、その他経理事務に関すること。
		予防班	予防課長	1 火災予防及び各種情報等の一般への広報に関すること。 2 危険物等及び火薬類・放射性物質等関係施設の安全確保に関すること。 3 武力攻撃被害情報の収集及び整理に関すること。
		消火・救急・救助班	消防署長	1 武力攻撃災害への対処（消火・救急・人命救助）に関すること。 2 武力攻撃災害状況の把握、情報の収集及び広報に関すること。 3 避難勧告の伝達及び誘導に関すること。 4 行方不明者の捜索に関すること。 5 消防団に関すること。
中東遠消防指令センター		センター長		1 出動指令に関すること。 2 消防通信に関すること。 3 武力攻撃被害情報の収集及び整理に関すること。

資料311-1 磐田市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

○磐田市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

(平成19年 3月27日告示第26号)

(目的)

第1条 この告示は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、磐田市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「特殊標章」とは、別表に掲げる区分のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に掲げる者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者を特殊標章等の交付台帳（様式第1号）に登録し、特殊標章等を交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第2号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付台帳に登録し、特殊標章等を交付する。

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項に規定する特殊標章のうち腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機

等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条に規定する特殊標章のうち旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第3号及び第4号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合において、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 第4条第2項の規定にかかわらず、市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損したときは、特殊標章再交付申請書（様式第3号）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

（身分証明書の交付）

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書（様式第4号）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損したときは、身分証明書再交付申請書（様式第5号）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も、同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有

効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に考慮し、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 市長は、交付台帳、交付申請書及び特殊標章等を厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 特殊標章等の交付を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに特殊標章等（第3号に掲げる場合に該当するときは、亡失した特殊標章等に限る。）を返納しなければならない。

(1) 特殊標章等の交付を受けた者が身分を失ったとき。

(2) 特殊標章等の有効期間が経過したとき。

(3) 特殊標章等の再交付を受けた後に、亡失した特殊標章等を発見したとき。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(庶務)

第18条 特殊標章等の交付及び管理に関する庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

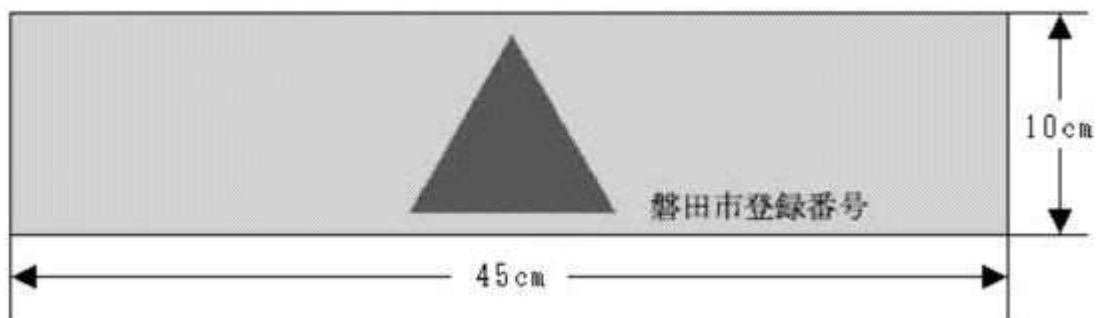
この告示は、公示の日から施行する。

別表（第2条関係）

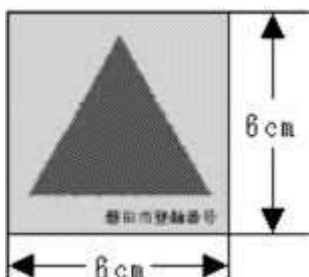
区分	表示			制式
	位置	寸法	材質	
腕章	左腕に表示	別図1(1)のとおり	ビニール	(1) オレンジ色地に青色の正三角形とする。 (2) 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 (3) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 (4) カラー表示は、オレンジ色（CMYK値：C-0、M-36、Y-100、K-0、RGB値：#FFA500）を、青色（CMYK値：C-100、M-100、Y-0、K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。 ※ 一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (磐田市)
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示	別図1(2)のとおり	ステッカー、ワッペン又は塗色	
旗	施設の平面に展開又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示	別図2(1)のとおり	プリント又は塗色	
車両章	車両の両側面及び後面に表示	別図1(2)(大)のとおり	マグネット又は塗色	
	航空機の両側面に表示	別図1(3)(小)のとおり	ステッカー又は塗色	

別図1

(1) 腕章

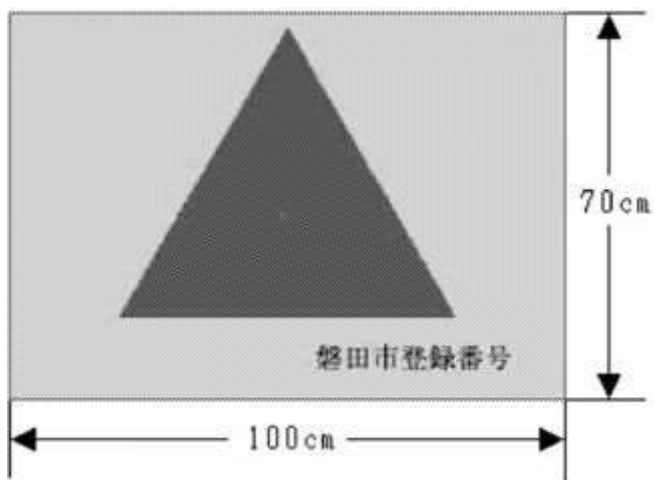


(2) 帽章

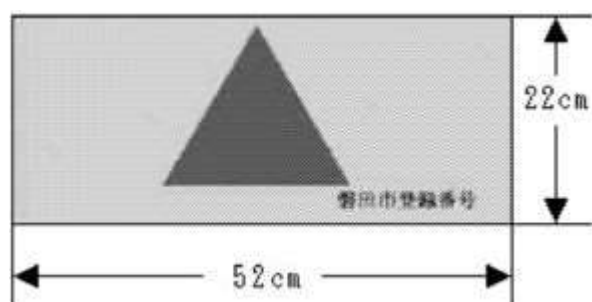


別図2

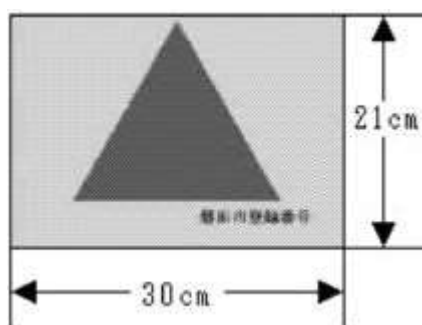
(1) 旗



(2) 車両章 (大)



(3) 車両章 (小)



様式第1号(第4条関係)

特殊標章等の交付台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交 付 等 の年月日	有効期間 の満了日	身長	目の色	頭髪 の色	血液型	その他の 特徴等	標章の使用	返納日	備 考

様式第2号(第4条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

磐 田 市 長

私は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を下記のとおり申請します。

記

氏名：(漢字)..... (ローマ字).....	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒..... 電話番号：..... E-mail：.....	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の 交付又は使用 許可の場合の み)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長：.....cm 目の色：..... 頭髪の色：..... 血液型：.....(Rh因子.....)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
(許可権者使用欄) 資 格：..... 証明書番号：..... 交付等の年月日：..... 有効期間の満了日：..... 返納日：.....	



特殊標章再交付申請書

年 月 日	
磐 田 市 長	
申 請 者 住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印	
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失(破損等)年月日	
3 紛失の状況(破損等の理由)	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第4号(第10条関係)

表面

	磐田市長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務を行う者用 for civil defence personnel		
氏名 / Name		
生年月日 / Data of birth		
この証明書の所有者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
.....		
.....		
交付等の年月日 / Data of issue 証明番号 / No. of card 許可権者の署名 / Signature of issuing authority		
有効期限の満了日 / Date expiry		

裏面

身長 / Height	目の色 / Eyes	頭髪の色 / Hair
その他の特徴又は情報 / Other distinguishing marks or information 血液型 / Blood type		
所持者の写真 / PHOTO OF HOLDER		
印章 / Stamp 	所持者の署名 / Signature of holder 	

身分証明書再交付申請書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>磐 田 市 長</p> <p style="text-align: right;">申 請 者 住 所 _____ (電話 _____)</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ (印)</p>	
<p>1 旧身分証明書番号</p> <p>2 理 由</p> <p>3 その他必要な事項</p>	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
- 2 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
- 3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

資料311-2 磐田市消防本部特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

○磐田市消防本部特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

(平成19年3月27日消防本部告示第1号)

(目的)

第1条 この告示は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、磐田市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「特殊標章」とは、別表に掲げる区分のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 消防長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に掲げる者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 消防長の所轄する職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 消防長は、前条第1号に掲げる者を特殊標章等の交付台帳（様式第1号）に登録し、特殊標章等を交付する。

2 消防長は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第2号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付台帳に登録し、特殊標章等を交付する。

(腕章及び帽章の交付)

第5条 消防長は、第3条第1号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、消防長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項に規定する特殊標章のうち腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 消防長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条に規定する特殊

標章のうち旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合において、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 第4条第2項の規定にかかわらず、消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、消防長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損したときは、特殊標章再交付申請書（様式第3号）により、速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

（身分証明書の交付）

第10条 消防長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書（様式第4号）を交付するものとする。

2 消防長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損したときは、身分証明書再交付申請書（様式第5号）により速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も、同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により、消防長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、消防長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に考慮し、消防長が必要と認

める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 消防長は、交付台帳、交付申請書及び特殊標章等を厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 特殊標章等の交付を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに特殊標章等（第3号に掲げる場合に該当するときは、亡失した特殊標章等に限る。）を返納しなければならない。

(1) 特殊標章等の交付を受けた者が身分を失ったとき。

(2) 特殊標章等の有効期間が経過したとき。

(3) 特殊標章等の再交付を受けた後に、亡失した特殊標章等を発見したとき。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(庶務)

第18条 特殊標章等の交付及び管理に関する庶務は、警防課において処理する。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

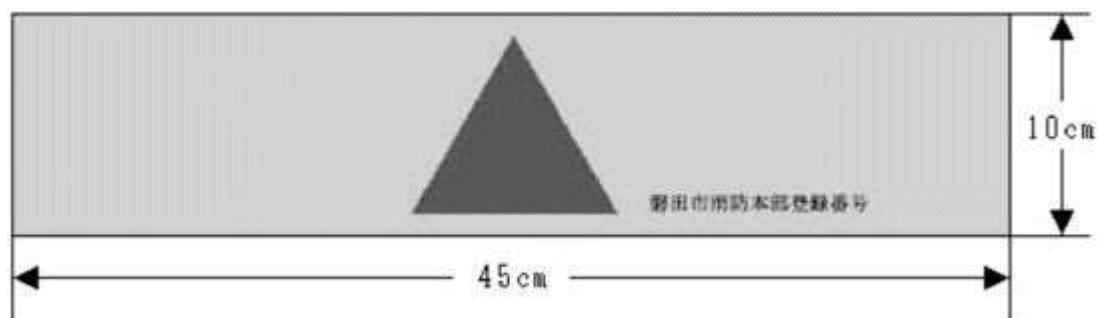
この告示は、公示の日から施行する。

別表（第2条関係）

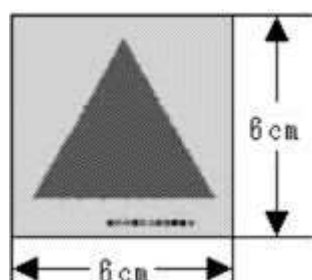
区分	表示			制式
	位置	寸法	材質	
腕章	左腕に表示	別図1(1)のとおり	ビニール	(1) オレンジ色地に青色の正三角形とする。 (2) 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 (3) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 (4) カラー表示は、オレンジ色（CMYK値：C-0、M-36、Y-100、K-0、RGB値：#FFA500）を、青色（CMYK値：C-100、M-100、Y-0、K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。 ※ 一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (磐田市消防本部)
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示	別図1(2)のとおり	ステッカー、ワッペン又は塗色	
旗	施設の平面に展開又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示	別図2(1)のとおり	プリント又は塗色	
車両章	車両の両側面及び後面に表示	別図1(2)（大）のとおり	マグネット又は塗色	
	航空機の両側面に表示	別図1(3)（小）のとおり	ステッカー又は塗色	

別図1

(1) 腕章

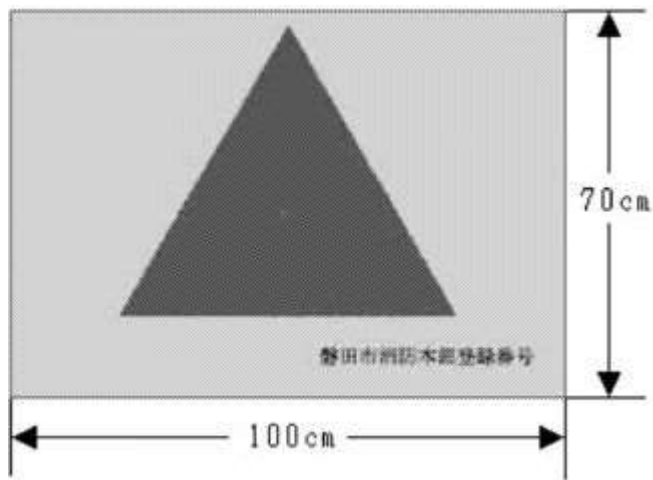


(2) 帽章

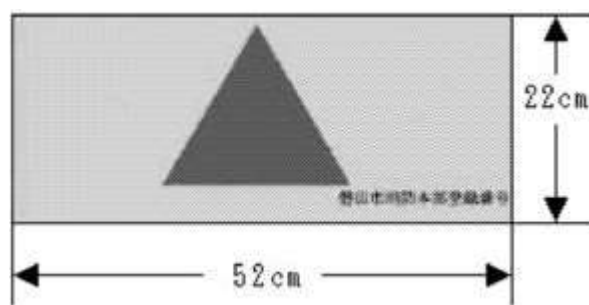


別図 2

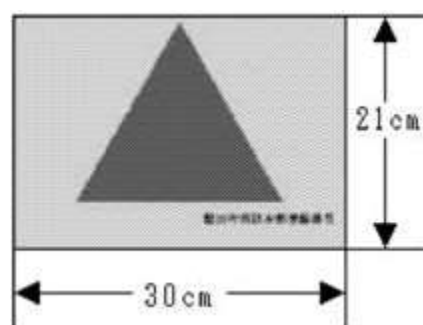
(1) 旗



(2) 車両章 (大)



(3) 車両章 (小)



様式第 1 号(第 4 条関係)

特殊標章等の交付台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交 付 等 の年月日	有効期間 の満了日	身長	目の色	頭髪 の色	血液型	その他の 特徴等	標章の使用	返納日	備 考

様式第2号(第4条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

磐田市消防長

私は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を下記のとおり申請します。

記

氏名：(漢字)..... (ローマ字).....	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒..... 電話番号：..... E-mail：.....	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の 交付又は使用 許可の場合の み)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長：.....cm 目の色：..... 頭髪の色：..... 血液型：.....(Rh因子.....)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
(許可権者使用欄) 資 格：..... 証明書番号：..... 交付等の年月日：..... 有効期間の満了日：..... 返納日：.....	



特殊標章再交付申請書

	年 月 日
<p>磐田市消防長</p> <p style="text-align: right;">申 請 者 住 所 _____ (電話 _____)</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ 印</p>	
<p>1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号</p> <p>2 紛失(破損等)年月日</p> <p>3 紛失の状況(破損等の理由)</p> <p>4 その他必要な事項</p>	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第4号(第10条関係)

表面

	磐田市消防長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務を行う者用 for civil defence personnel		
氏名 / Name		
生年月日 / Data of birth		
この証明書の所有者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
.....		
.....		
交付等の年月日 / Data of issue 証明番号 / No. of card 許可権者の署名 / Signature of issuing authority		
有効期限の満了日 / Date expiry		

裏面

身長 / Height	目の色 / Eyes	頭髪の色 / Hair
その他の特徴又は情報 / Other distinguishing marks or information 血液型 / Blood type		
所持者の写真 / PHOTO OF HOLDER		
印章 / Stamp 	所持者の署名 / Signature of holder 	

身分証明書再交付申請書

	年 月 日
磐田市消防長	
申 請 者 住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ (印)	
1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 2 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。